

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について
(中間まとめ)

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について(中間まとめ)

1 はじめに

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方については、本年5月25日、京都市長から京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問が行われ、それを受けて設置された当部会において精力的に議論を積み重ねてきたところである。

この度、これまで4回にわたる当部会審議の『中間まとめ』として、当面行う17年度手数料改定に向けた考え方をとりまとめたので、その報告を行うものである。

2 前回(平成13年度)改定の概要と総括

京都市が平成13年度に行った手数料改定では、それまで直接費(現場の維持管理経費など、ごみ処理に直接関わる経費)分のみとしていた手数料額算定基礎原価に、間接費(減価償却費など、ごみ処理に間接的に関わる経費)の2分の1程度を加える新しい原価主義の考え方を導入し、併せて、減量化と再資源化に向けた経済的インセンティブを働かせるため、搬入量に応じた累進的な手数料体系を設定した。

また、搬入ルールの強化・徹底を目的として多量搬入事業者の事前登録制度が創設され、更に「併せ産廃」* (京都市が中小企業対策として一般廃棄物と併せて処理している産業廃棄物)の受入量に1ヶ月100トンまでの制限が設けられた。

こうした手数料改定等の結果、その後1年間の搬入量は、それ以前の1年間と比較すると、クリーンセンターでは32,500トン(20.4%)減、埋立処分地では11,600トン(28.8%)減と、いずれも相当量減少している。このため、前回改定による取組は相当の減量効果を挙げたものと総括する。

*京都市における併せ産廃：第1類...紙くず，木くず，繊維くず 第2類...ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず， 第1類に掲げる産業廃棄物を焼却したもの 第3類...がれき類

3 新たな課題

一方で、前回改定から3年余りが経過する中で、次のような新たな課題が生じている。

(1) 原価主義の考え方について

原価主義の考え方は、3つの手数料区分のうち第3区分(最も金額の高い区分)に適用しているが、その下の2つの区分については金額を低く設定しているため、全体で見た場合、原価相応の手数料を徴収できていない。対原価徴収率はクリーンセンターで44%、埋立処分地で34%にとどまっている。

また、ごみ処理原価自体が上昇してきているため、原価と手数料額との間に乖離が生じている。

(2) 累進制について

1回当たり搬入量の小口化が進んだため、第3区分の適用が減少しており、累進制導入当初ほどにはごみ減量への経済的インセンティブが働かなくなっている。

(3) 多量搬入者事前登録制度について

多量搬入事業者登録制度は、1ヶ月10トン以上の持込が1年に3回以上あった搬入者を対象としているが、対象者数が減少しており、制度の効果が薄れつつある。

(4) 産業廃棄物の受入制限について

1ヶ月100トン以上の「併せ産廃」の受入制限を超える搬入者が減少しており、制度の効果が薄れつつある。

(5) 周辺他都市の持込ごみ搬入手数料との整合について

周辺他都市の手数料額が京都市に比べて高く、整合が取れていないことから、特に交通網が整備されている南部地域から不適正にごみが流入している懸念がある。

(6) 民間リサイクル施設の処理料金との整合について

京都市と民間リサイクル施設とで処理料金を比較した場合、民間施設の方が高額であり、リサイクル可能なごみが依然としてクリーンセンターや埋立処分地に搬入されている例が見られる。

(7) 一般廃棄物と産業廃棄物の差別化について

一般廃棄物と産業廃棄物とでは、手数料決定の根拠法令が異なっていることから、両者の差別化を図ったうえで、廃棄物処理法で処理原価分徴収が明確に規定されている産業廃棄物については、より高い料金設定を行うのが本来であるが、現状では両者とも同額の体系の料金設定となっている。

4 今後の持込ごみ搬入手数料改定の考え方

(1) 基本的な考え方

将来にわたっての手数料改定の基本的な考え方としては、ごみ減量・リサイクルが促進され、ごみ処理にかかる経費の抑制につながるとともに、環境への負荷の低減にも資するような手数料体系を構築することを目標とすべきである。そのためには、次の5つの視点から検討を行っていくべきであると考えます。

ごみ減量に向けて更に経済的インセンティブを働かせるための仕組みをつくる。民間リサイクル施設の受け皿整備状況に留意しながらリサイクル誘導を図る。

他都市からのごみの流入など不適正な搬入を防止する。

内陸都市である京都市の特性を踏まえ、貴重な埋立処分地の可能な限りの延命化を目指す。

産業廃棄物については、排出者責任の徹底の観点から、より厳しい持込制限をす

る。

(2) 具体的な提言

以上の基本的な考え方を踏まえ、今般の手数料改定に当たって、次のことを提言したい。

原価主義の考え方について

手数料額算定基礎原価の計算方法((直接費)+(間接費の2分の1))については、今回、原価の上昇幅が大きいことから、激変緩和のために維持することとし、そのうえで原価上昇分を手数料額に反映されたい。

累進制について

ごみ減量への経済的インセンティブを働かせるため、各手数料区分重量の引き下げを検討されたい。

多量搬入者事前登録制度について

排出者責任の意識付けや不適正搬入の防止を徹底するため、現状の管理体制を継続しつつ、特に産業廃棄物については、その管理体制の強化などを検討されたい。

産業廃棄物の受入制限について

産業廃棄物対策強化の方向性を踏まえ、現状の1ヶ月100トンの上限を例えば50トンに引き下げるなどの対応を取られたい。

周辺他都市の持込ごみ搬入手数料との整合について

手数料の改定に当たっては、他都市からのごみ流入防止の観点から、他都市の手数料額との整合も十分考慮されたい。

民間リサイクル施設の処理料金との整合について

民間施設へのリサイクル誘導を促進するための手数料設定を検討されたい。

一般廃棄物と産業廃棄物の区別化について

一般廃棄物と産業廃棄物の手数料は本来別個に設定すべきであるが、現状は一般廃棄物と産業廃棄物の判別が実務的に困難であるため、当面は同一の体系とすることもやむを得ない。しかし、今後、長期的な視点に立ち、そうした判別ができる枠組を管理体制も含めて検討することとされたい。

しかし、産業廃棄物搬入者がほとんどを占める埋立処分地については、小口の一般廃棄物搬入者に配慮しながら全体的に手数料額を高く設定されたい。

なお、具体的に手数料の枠組みを確定するに当たっては、今後実施するその他の取組の効果も勘案しながら、「京都市循環型社会推進基本計画」に掲げられた持込ごみの減量目標が達成できるよう十分留意すべきことも付言する。

【現行の枠組みと17年度改定の主要な方向性との対照表】

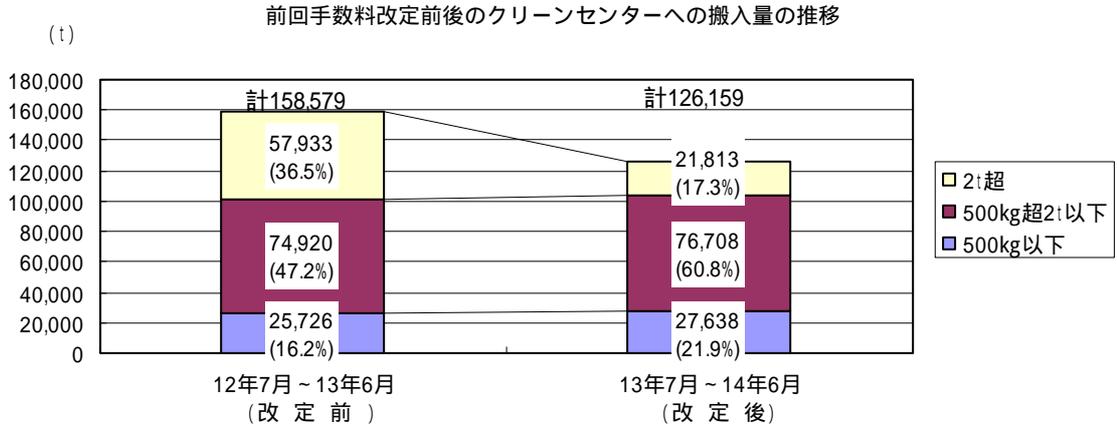
	現行の枠組み	17年度改定の主要な方向性
原価主義の考え方	(直接費) + (間接費の2分の1) を手数料額算定の基礎とする	前回改定時からの原価上昇が大きいことから、激変緩和を図るため、計算式を同左としたうえで上昇分のみを上乗せする
累進制	クリーンセンター： ・500kg以下 ・500kg超2t以下 ・2t超の3区分 埋立処分地： ・1t以下 ・1t超3t以下 ・3t超の3区分	1回当たり持込量の小口化が進み、上位区分の適用が減少していることから、それぞれ区分重量の引き下げを図る
多量搬入者事前登録制度	1ヶ月10t以上の持込が1年に3回以上あった搬入者を対象に登録する	現状の管理体制の強化に加え、産廃についての管理体制の強化を検討する
産業廃棄物の受入制限	受入上限を1ヶ月100t以下とする	産廃対策強化のため、上限を1ヶ月50tに引き下げる
周辺他都市の手数料との整合	他都市の方が手数料額が高く、必ずしも整合が取れていない	他都市からのごみ流入防止の観点から、そうした整合も考慮して検討する
民間リサイクル施設の処理料金との整合	民間リサイクル施設の方が料金が大きく、必ずしも整合が取れていない	リサイクル誘導の観点から、そうした整合も考慮して検討する
一般廃棄物と産業廃棄物の区別化について	一般廃棄物の処理手数料と産業廃棄物の処理料金が同一体系となっている	現状では両者の判別が困難であるため、当面は同一体系を維持することもやむを得ないが、今後、長期的な視点に立ち、判別ができる枠組みを検討する

【別添資料】

- 1 13年度手数料改定によるごみ減量効果の分析
- 2 トン当たりごみ処理原価の推移
- 3 手数料区分別搬入量の推移
- 4 多量搬入者登録制度(1年間に月10t以上が3回以上の搬入者)について
- 5 産業廃棄物の持込搬入量の上限設定(月100t超)について
- 6 他都市の持込ごみ搬入手数料体系の状況とその仕組み
- 7 手数料改定の基本的考え方(案)
- 8 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算
- 9 「京のごみ戦略2.1」における減量必要量
- 10 民間における事業系ごみの受皿整備の状況

1 13年度手数料改定によるごみ減量効果の分析

(1) クリーンセンター



搬入量変化の主な要因

第三区分の搬入量の減少

- ・産廃搬入量を 100 t / 月以下に制限
- ・産廃施設，民間一廃りサイクル施設へ搬入する経済的インセンティブ大
- ・一回当たり搬入量の小口化（第一，第二区分に移行）

第一，第二区分の搬入量が微増

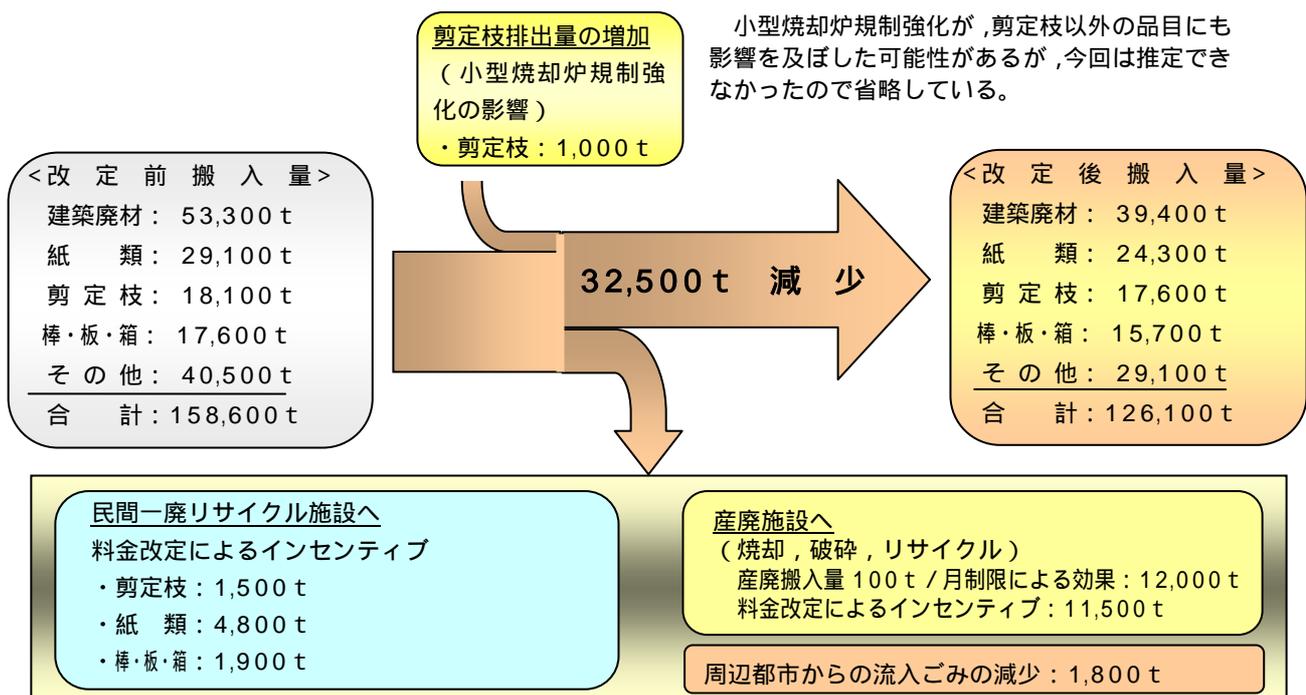
- ・産廃施設，民間一廃りサイクル施設へ搬入する経済的インセンティブ小（特に第一区分）（可燃物を対象とする産廃施設，民間一廃りサイクル施設料金：1万円 / t～）
- ・一回当たり搬入量の小口化（第三区分から移行）

周辺都市からのごみの流入の減少

- ・周辺都市との料金の均衡

ごみ質調査結果からみたごみ量の変化

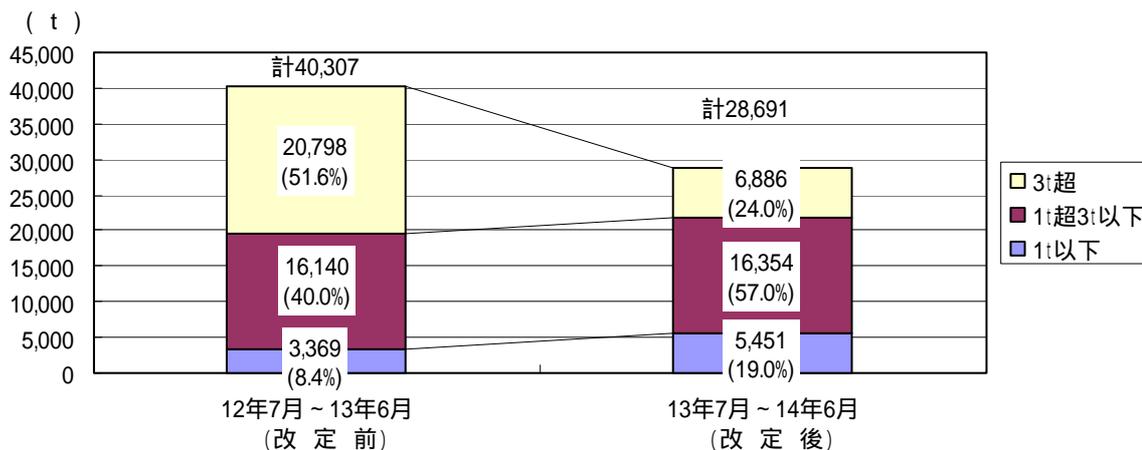
多量搬入者登録制度により全体的にインセンティブが働いたと想定できるが，量的な効果までは推定できない。



上記数値は，搬入申告書データ，ごみ質調査結果，一廃りサイクル施設処理実績，周辺都市直接搬入ごみ量の推移から推定している。

(2) 埋立処分地

前回手数料改定前後の埋立処分地への搬入量の推移



搬入量変化の主な要因

第三区分の搬入量の減少

- ・産廃搬入量を100t/月以下に制限
- ・産廃施設へ搬入する経済的インセンティブ大
- ・一回当たり搬入量の小口化(第一,第二区分に移行)

第一,第二区分の搬入量が微増

- ・一回当たり搬入量の小口化(第三区分から移行)
- ・産廃施設へ搬入する経済的インセンティブ小

ごみ質別の要因

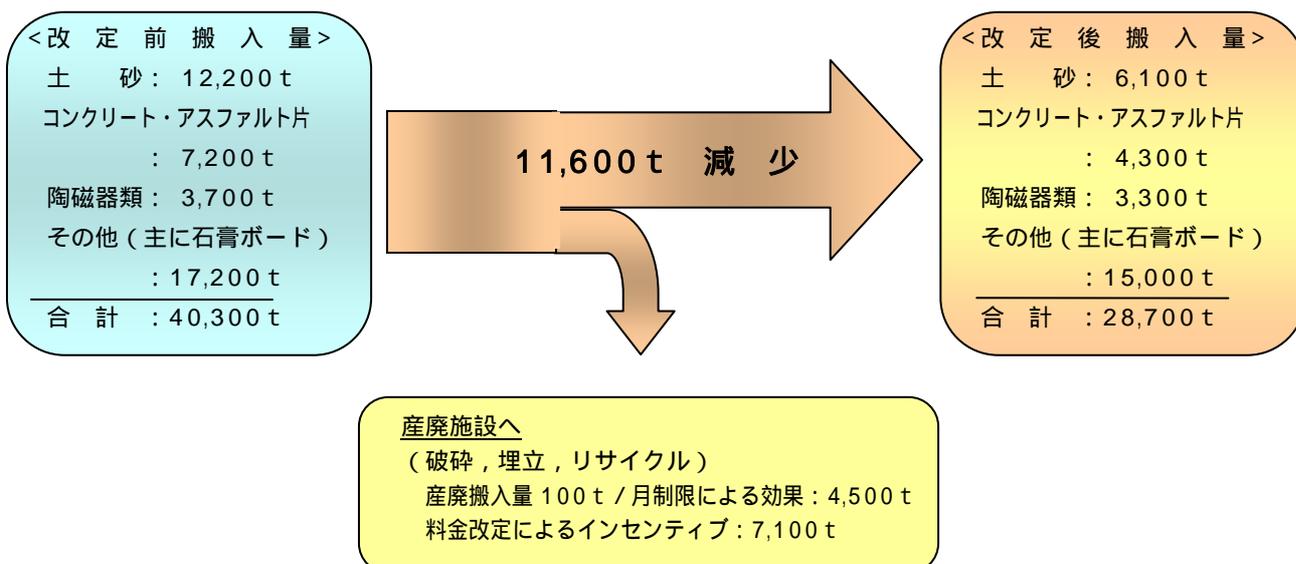
- ・土砂, コンクリート・アスファルト片

分別すれば比較的安価で受入可能な産廃施設がある

(土砂(残土): 数千円～8千円, コンクリート・アスファルト片: 4千円～7千円)

経済的インセンティブ大

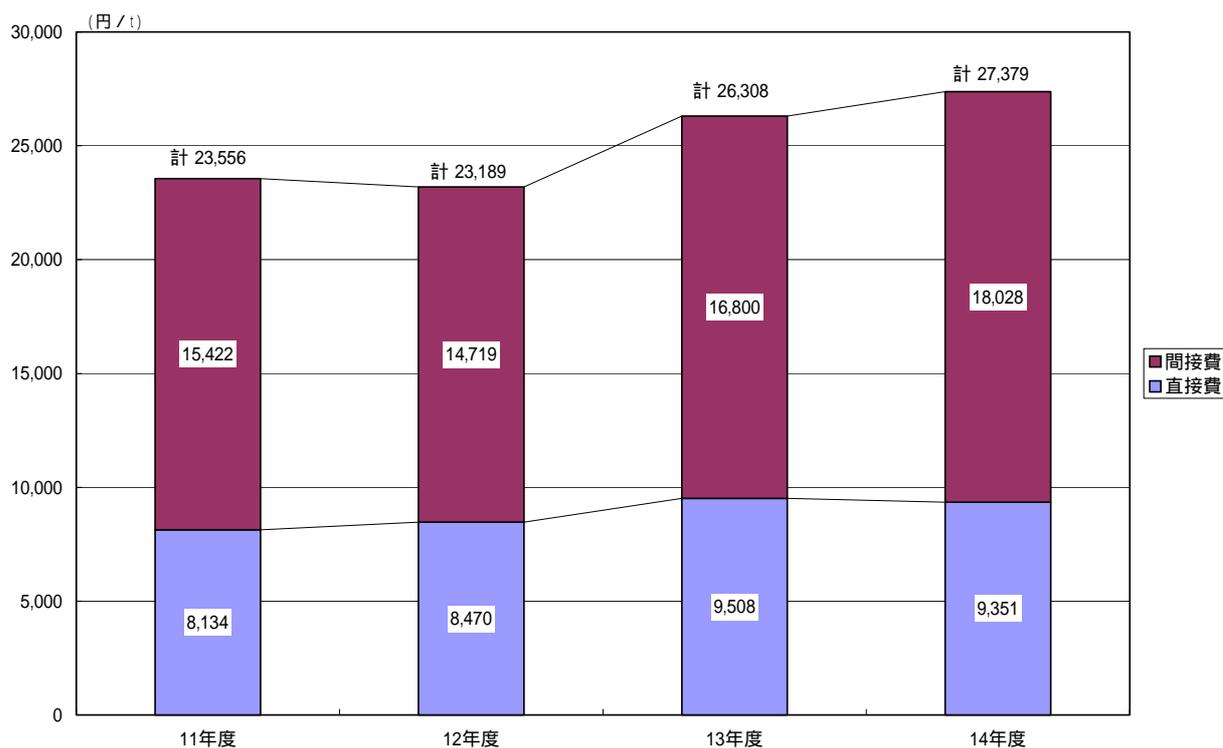
ごみ質調査結果からみたごみ量の変化



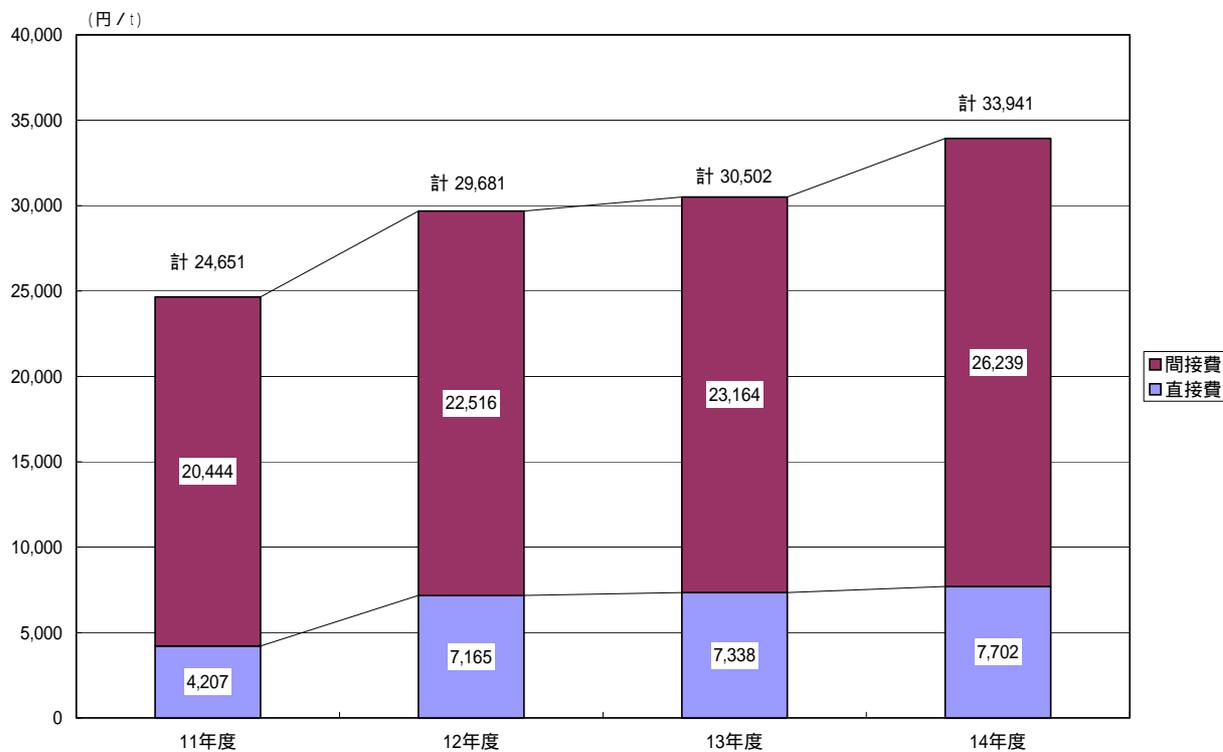
上記数値は, 搬入申告書データ, ごみ質調査結果から推定している。

2 トン当たりごみ処理原価の推移

(1) クリーンセンター

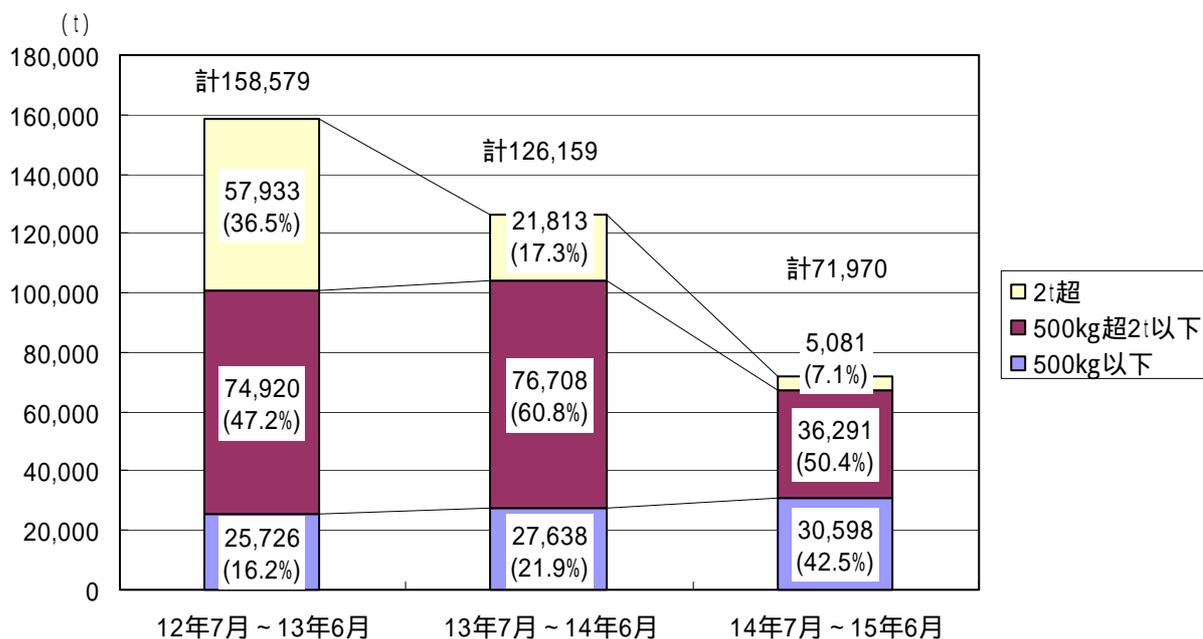


(2) 埋立処分地

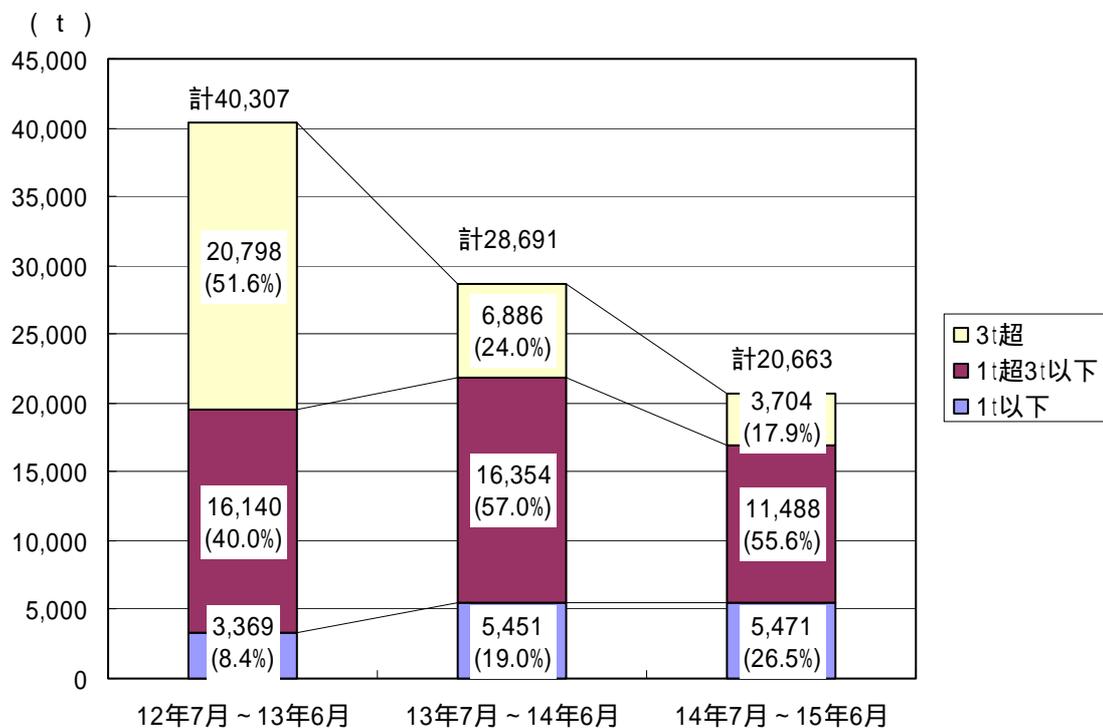


3 手数料区分別搬入量の推移

(1) クリーンセンター



(2) 埋立処分地



4 多量搬入者登録制度(1年間に月10t以上が3回以上の搬入者)について

(1) 多量搬入者登録制度について

制度導入時期

平成13年8月

制度導入目的

- ・ 排出者責任の明確化
- ・ 不適正搬入の防止
- ・ ごみの減量化

制度の概要

<対象となる搬入者>

1年間にクリーンセンター及び埋立処分地に月10t以上搬入した月が3回以上あり、引き続き月10t以上搬入する見込みがある者

<登録時に提出が必要なもの>

- ・ 登録申請書(搬入者の名称・連絡先,一廃・産廃の許可の有無・内容,法人の場合は中小企業法に定める中小企業の種類等)
- ・ 搬入計画書(主な排出者の名称・連絡先・ごみの内容・計画搬入量)
- ・ 搬入車両一覧 など

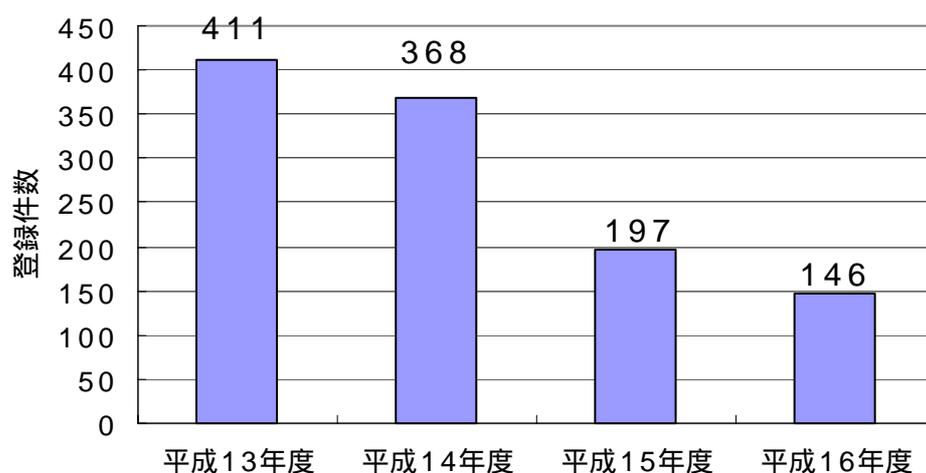
<登録を受けた者の義務>

- ・ 月間搬入実績報告書の提出(主な排出者の名称・連絡先・搬入量)

<登録を拒否した者に対する罰則>

- ・ 厳重注意 (従わない場合) 搬入停止処分

(2) 多量搬入者登録者数の推移



5 産業廃棄物の持込搬入量の上限設定(月 100t 超)について

(1) 搬入量制限について

開始時期

平成 13 年 7 月

導入目的

搬入量の制限により、減量化に向けたインセンティブを与える

制度の概要

<対象となる搬入者>

・クリーンセンターまたは埋立処分地に月 100t を越える産業廃棄物を搬入した者

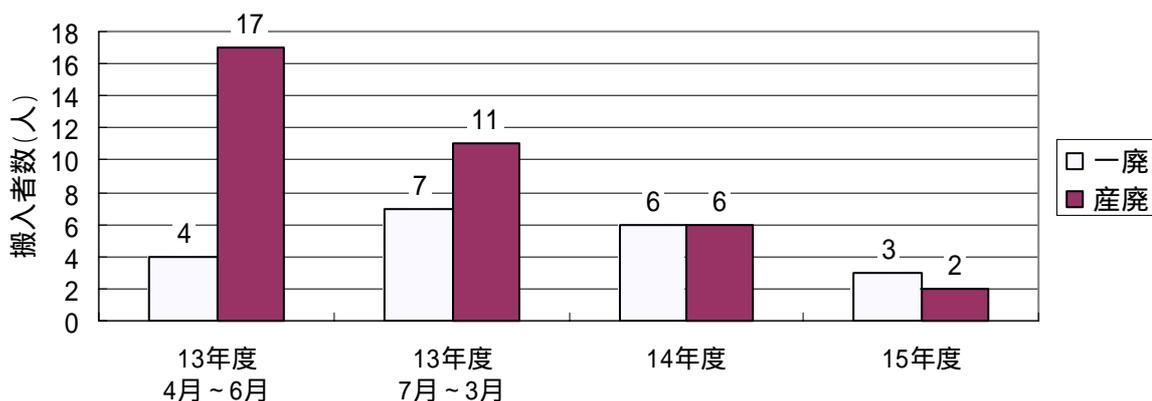
<対象者への罰則>

・月 100t を超える搬入が判明した時点で受入拒否したうえで以下の対応

・ 厳重注意 (従わない場合) 搬入停止処分

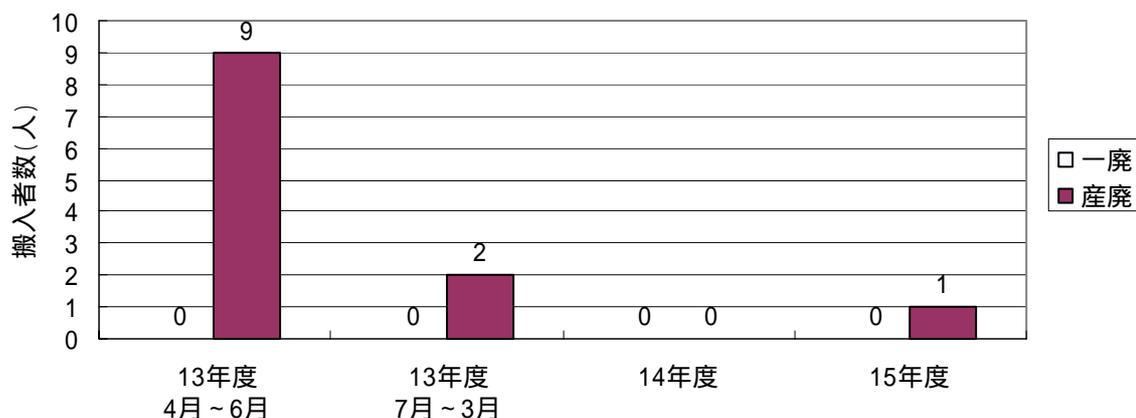
(2) 月 100t を超える搬入者数の推移

クリーンセンター



上図に示す産廃 100 t 超の搬入者に対しては、厳重注意を行った。

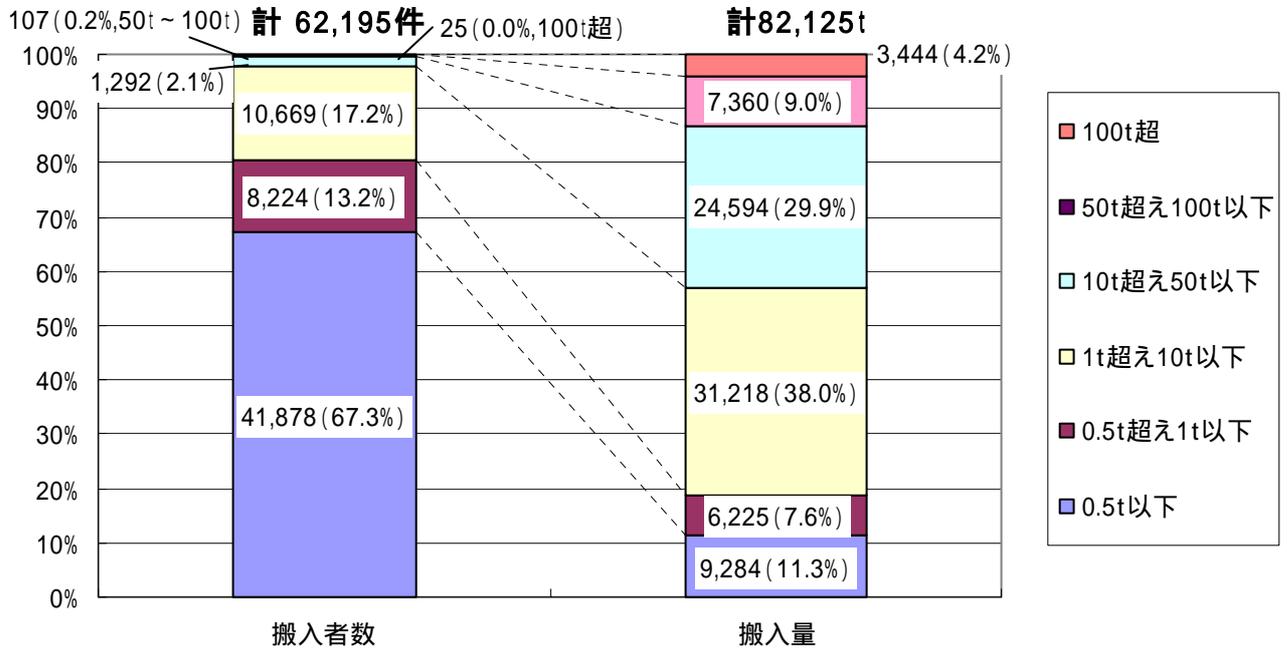
埋立処分地



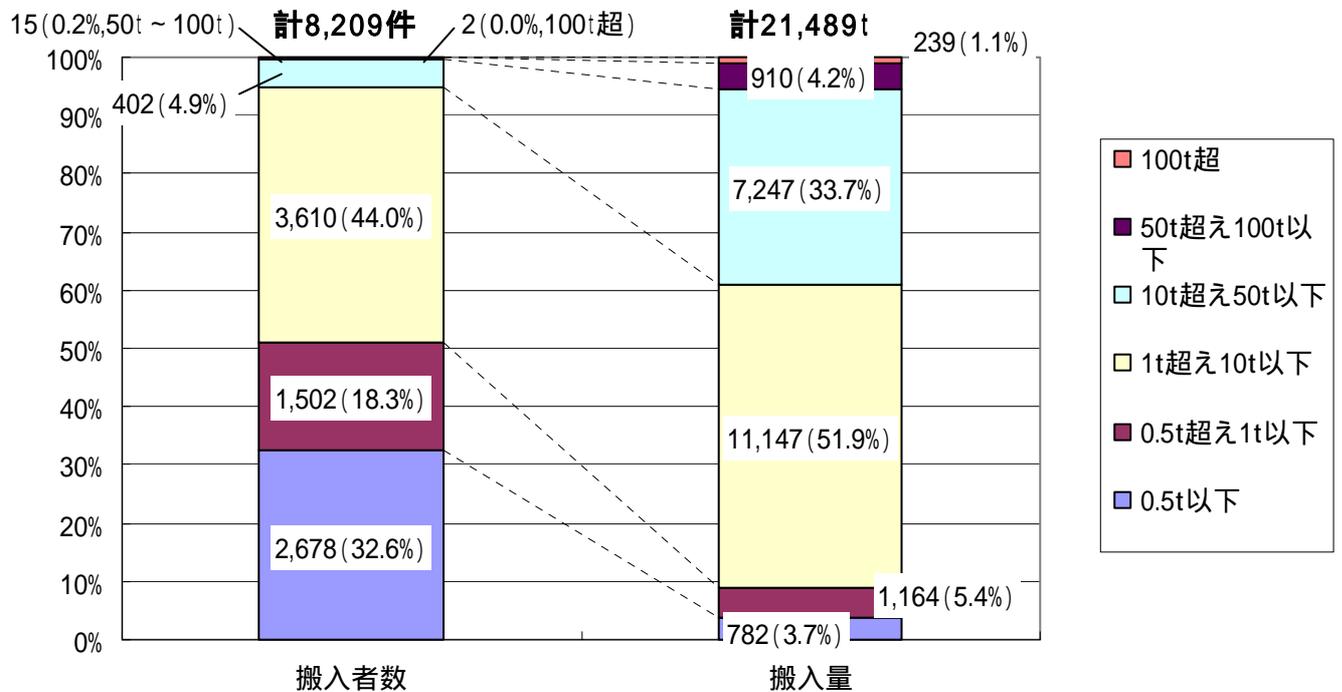
上図に示す産廃 100 t 超の搬入者に対しては、厳重注意を行った。

(3) 同一搬入者による1月間の搬入量別の搬入者数及び搬入量の分布

クリーンセンター（平成15年度）



埋立処分地（平成15年度）



6 他都市の持込ごみ搬入手数料体系の状況とその仕組み

(1)政令指定都市

可燃ごみ		不燃ごみ	
名古屋市	20,000	名古屋市	20,000
さいたま市	家庭系：2,000 (100 kgまでは無料) 事業系：17,000	さいたま市	家庭系：2,000 (100 kgまでは無料) 事業系：17,000
千葉市	14,000	千葉市	14,000
横浜市	13,000	横浜市	13,000
川崎市	12,000	川崎市	12,000
札幌市	11,000	札幌市	11,000
福岡市	11,000	福岡市	11,000
京都市	10,500	仙台市	10,000
仙台市	10,000	神戸市	10,000
神戸市	8,000	京都市	8,300
広島市	8,000	広島市	8,000
北九州市	7,000	大阪市	5,800
大阪市	5,800	北九州市	がれき：3,000 がれき以外：5,000

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

(2)周辺都市

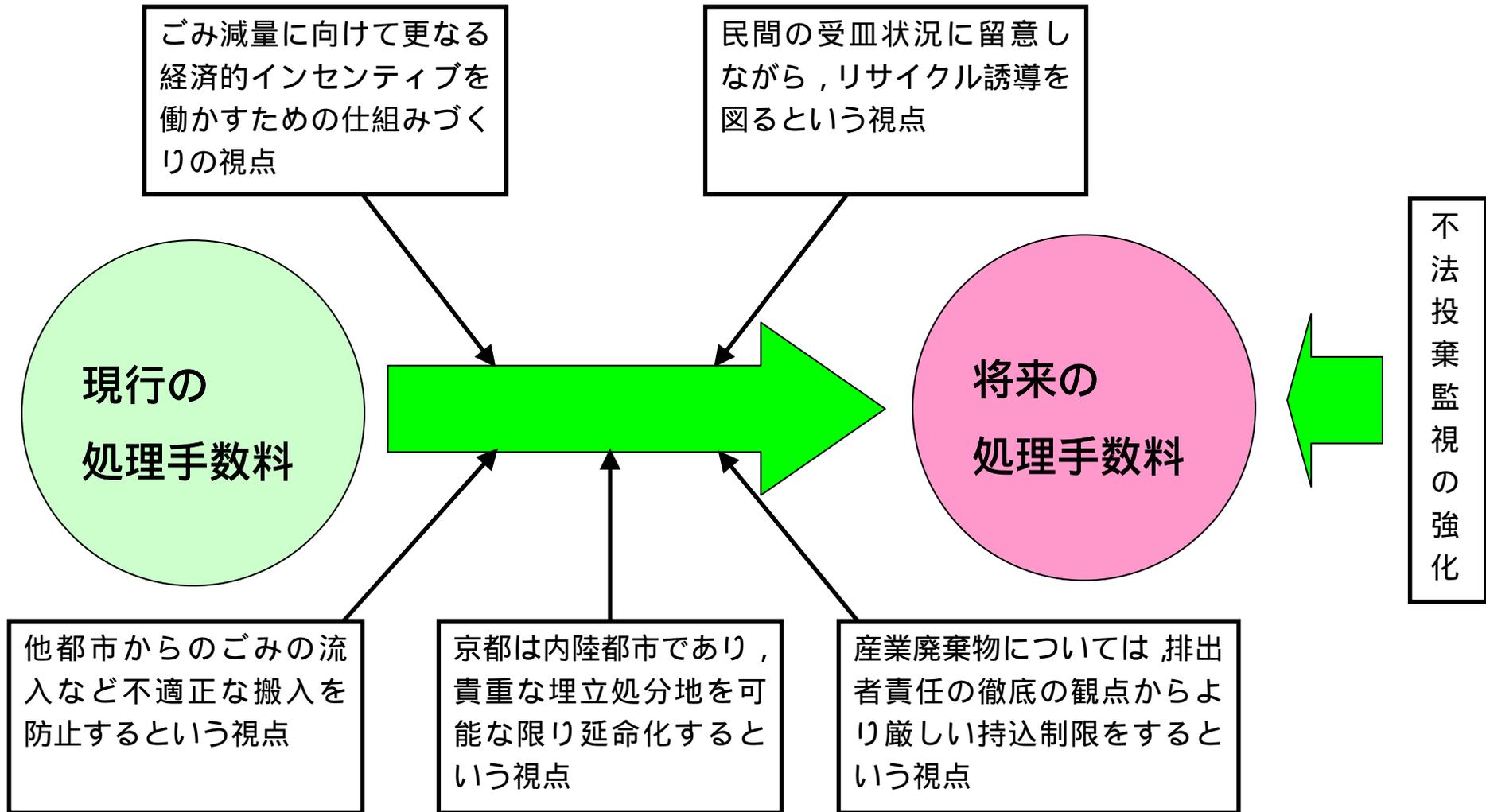
可燃ごみ		不燃ごみ	
相楽郡西部 塵芥処理組合	家庭系：18,000 事業系：20,000	草津市	プラスチック類： 100 kg未満 17,000 100 kg以上 26,000 その他の一般廃棄物： 200 kg未満 7,000 200 kg以上 11,000
亀岡市	15,000	亀岡市	15,000
京田辺市	15,000	京田辺市	15,000
城南衛生 管理組合	15,000	城南衛生 管理組合	12,000
乙訓環境 衛生組合	14,000	大津市	10,000
草津市	200 kg未満 7,000 200 kg以上 11,000	京都市	8,300
京都市	10,500	高槻市	家庭系：4,000 事業系：8,000
大津市	10,000	乙訓環境 衛生組合	8,000
船井郡衛 生管理組合	家庭系：無料 事業系：8,400		
高槻市	家庭系：4,000 事業系：8,000		

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

7 手数料改定の基本的考え方(案)

目標: **ごみ減量・リサイクルを進めごみ処理にかかる経費を抑制し,環境への負荷を低減するとともに,市税を市民の安らぎと華やぎのあるまちづくりのために生かす**

6



8 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

(1) 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

前項で示した方向性(案)を踏まえ、下表に示す4パターンの手数料改定枠組について、ごみ減量効果を試算した。

なお、手数料設定については、第3区分に「直接費+間接費/2」の原価上昇分を上乗せすることを想定して試算している。ただし、17年度改定時に使用する直近の原価(平成15年度分)についてはまだ確定していないので、平成14年度原価を使用して試算している。

	区分毎の手数料(円)	手数料区分毎のごみ量(平成15年度, t/年)	想定される減量要素	メリット・デメリット	試算結果																																
ケースA	<p>区分：現行と同じ 手数料：全区分均等に上乗せ</p>	<p>クリーンセンター(現行と同じ区分)</p> <table border="1"> <tr><td>0.5t以下</td><td>36,197 (43.3%)</td></tr> <tr><td>0.5t超2t以下</td><td>41,926 (50.2%)</td></tr> <tr><td>2t超</td><td>5,395 (6.5%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>83,518t</td></tr> </table> <p>埋立処分地(現行と同じ区分)</p> <table border="1"> <tr><td>1t以下</td><td>7,075 (30.0%)</td></tr> <tr><td>1t超3t以下</td><td>13,674 (58.0%)</td></tr> <tr><td>3t超</td><td>2,814 (12.0%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,563t</td></tr> </table>	0.5t以下	36,197 (43.3%)	0.5t超2t以下	41,926 (50.2%)	2t超	5,395 (6.5%)	計	83,518t	1t以下	7,075 (30.0%)	1t超3t以下	13,674 (58.0%)	3t超	2,814 (12.0%)	計	23,563t	<p><クリーンセンター・埋立共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃搬入量制限の引下げ (100t/月 50t/月) ・多量搬入者登録制度の継続 	<p><クリーンセンター, 埋立 共通></p> <p>手数料の負担感が大きくなる</p> <p><クリーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1, 第2区分に産廃施設, 民間一廃リサイクル施設へのインセンティブが新たに働く ある程度周辺自治体との料金均衡が図れる 第3区分の搬入量がほとんどないため, 2区分での累進制と同じような状況となる <p><埋立処分地></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全区分, 同じ割合の改定幅となり, 全区分同等に産廃施設へのインセンティブが働く 	<table border="1"> <tr><td></td><td>C</td><td>C</td><td>埋立</td></tr> <tr><td>現状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr> <tr><td>改定後</td><td>71,800t</td><td></td><td>19,200t</td></tr> <tr><td>効果</td><td>11,700t</td><td></td><td>4,400t</td></tr> </table> <p>減量効果：2番</p>		C	C	埋立	現状	83,500t		23,600t	改定後	71,800t		19,200t	効果	11,700t		4,400t
	0.5t以下	36,197 (43.3%)																																			
	0.5t超2t以下	41,926 (50.2%)																																			
	2t超	5,395 (6.5%)																																			
計	83,518t																																				
1t以下	7,075 (30.0%)																																				
1t超3t以下	13,674 (58.0%)																																				
3t超	2,814 (12.0%)																																				
計	23,563t																																				
	C	C	埋立																																		
現状	83,500t		23,600t																																		
改定後	71,800t		19,200t																																		
効果	11,700t		4,400t																																		
	<p>区分：現行と同じ 手数料：第3区分から傾斜上乗せ</p>	<p>クリーンセンター(区分引下げ)</p> <table border="1"> <tr><td>0.3t以下</td><td>17,495 (20.9%)</td></tr> <tr><td>0.3t超1t以下</td><td>42,556 (51.0%)</td></tr> <tr><td>1t超</td><td>23,467 (28.1%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>83,518t</td></tr> </table> <p>埋立処分地(区分引下げ)</p> <table border="1"> <tr><td>0.6t以下</td><td>2,657 (11.3%)</td></tr> <tr><td>0.6t超2t以下</td><td>13,832 (58.7%)</td></tr> <tr><td>2t超</td><td>7,074 (30.0%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,563t</td></tr> </table>	0.3t以下	17,495 (20.9%)	0.3t超1t以下	42,556 (51.0%)	1t超	23,467 (28.1%)	計	83,518t	0.6t以下	2,657 (11.3%)	0.6t超2t以下	13,832 (58.7%)	2t超	7,074 (30.0%)	計	23,563t	<p><クリーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更, 手数料変更による産廃施設, 民間一廃リサイクル施設へのインセンティブ(建設廃材, 剪定枝, 棒・板・箱, 紙類) <p><埋立処分地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体(南部地域)との手数料均衡による, 流入ごみの減少 	<p><クリーンセンター, 埋立 共通></p> <p>手数料の負担感が大きくなる</p> <p><クリーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1, 第2区分に新たなインセンティブが働く 区分引下げにより, 現行の第2区分後半(1~2t)に新たに大きなインセンティブが働く 3区分の搬入量バランスが是正され, 3区分累進制の効果を保てる ある程度周辺自治体との料金均衡が図れる <p><埋立処分地></p> <ul style="list-style-type: none"> 区分引下げにより, 一部の小口一廃搬入者に配慮しながら, 全体的に大きな改定幅となるため, インセンティブも働く 	<table border="1"> <tr><td></td><td>C</td><td>C</td><td>埋立</td></tr> <tr><td>現状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr> <tr><td>改定後</td><td>80,600t</td><td></td><td>22,800t</td></tr> <tr><td>効果</td><td>2,900t</td><td></td><td>800t</td></tr> </table> <p>減量効果：4番</p>		C	C	埋立	現状	83,500t		23,600t	改定後	80,600t		22,800t	効果	2,900t		800t
0.3t以下	17,495 (20.9%)																																				
0.3t超1t以下	42,556 (51.0%)																																				
1t超	23,467 (28.1%)																																				
計	83,518t																																				
0.6t以下	2,657 (11.3%)																																				
0.6t超2t以下	13,832 (58.7%)																																				
2t超	7,074 (30.0%)																																				
計	23,563t																																				
	C	C	埋立																																		
現状	83,500t		23,600t																																		
改定後	80,600t		22,800t																																		
効果	2,900t		800t																																		
	<p>区分:(クリーンセンター) 区分~0.3t~ 区分~1t~ 区分(埋立) 区分~0.6t~ 区分~2t~ 区分 手数料：全区分均等に上乗せ</p>	<p>クリーンセンター(区分引下げ)</p> <table border="1"> <tr><td>0.3t以下</td><td>17,495 (20.9%)</td></tr> <tr><td>0.3t超1t以下</td><td>42,556 (51.0%)</td></tr> <tr><td>1t超</td><td>23,467 (28.1%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>83,518t</td></tr> </table> <p>埋立処分地(区分引下げ)</p> <table border="1"> <tr><td>0.6t以下</td><td>2,657 (11.3%)</td></tr> <tr><td>0.6t超2t以下</td><td>13,832 (58.7%)</td></tr> <tr><td>2t超</td><td>7,074 (30.0%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,563t</td></tr> </table>	0.3t以下	17,495 (20.9%)	0.3t超1t以下	42,556 (51.0%)	1t超	23,467 (28.1%)	計	83,518t	0.6t以下	2,657 (11.3%)	0.6t超2t以下	13,832 (58.7%)	2t超	7,074 (30.0%)	計	23,563t	<p><埋立処分地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更, 手数料変更による産廃施設へのインセンティブ(土砂, コンクリート・アスファルト, 陶磁器類, その他(主に石膏ボード)) 	<p><クリーンセンター, 埋立 共通></p> <p>手数料の負担感が大きくなる</p> <p><クリーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1, 第2区分に新たなインセンティブが働く 区分引下げにより, 現行の第2区分後半(1~2t)に新たに大きなインセンティブが働く 第1区分にはインセンティブが働かない <p><埋立処分地></p> <ul style="list-style-type: none"> 第3区分には区分引下げ効果で, ある程度インセンティブが働く 第1, 第2区分にはあまりインセンティブが働かない。(第1区分はインセンティブなし) 	<table border="1"> <tr><td></td><td>C</td><td>C</td><td>埋立</td></tr> <tr><td>現状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr> <tr><td>改定後</td><td>69,100t</td><td></td><td>14,300t</td></tr> <tr><td>効果</td><td>14,400t</td><td></td><td>9,300t</td></tr> </table> <p>減量効果：1番</p>		C	C	埋立	現状	83,500t		23,600t	改定後	69,100t		14,300t	効果	14,400t		9,300t
0.3t以下	17,495 (20.9%)																																				
0.3t超1t以下	42,556 (51.0%)																																				
1t超	23,467 (28.1%)																																				
計	83,518t																																				
0.6t以下	2,657 (11.3%)																																				
0.6t超2t以下	13,832 (58.7%)																																				
2t超	7,074 (30.0%)																																				
計	23,563t																																				
	C	C	埋立																																		
現状	83,500t		23,600t																																		
改定後	69,100t		14,300t																																		
効果	14,400t		9,300t																																		
	<p>区分:(クリーンセンター) 区分~0.3t~ 区分~1t~ 区分(埋立) 区分~0.6t~ 区分~2t~ 区分 手数料：第3区分から傾斜上乗せ</p>	<p>クリーンセンター(区分引下げ)</p> <table border="1"> <tr><td>0.3t以下</td><td>17,495 (20.9%)</td></tr> <tr><td>0.3t超1t以下</td><td>42,556 (51.0%)</td></tr> <tr><td>1t超</td><td>23,467 (28.1%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>83,518t</td></tr> </table> <p>埋立処分地(区分引下げ)</p> <table border="1"> <tr><td>0.6t以下</td><td>2,657 (11.3%)</td></tr> <tr><td>0.6t超2t以下</td><td>13,832 (58.7%)</td></tr> <tr><td>2t超</td><td>7,074 (30.0%)</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,563t</td></tr> </table>	0.3t以下	17,495 (20.9%)	0.3t超1t以下	42,556 (51.0%)	1t超	23,467 (28.1%)	計	83,518t	0.6t以下	2,657 (11.3%)	0.6t超2t以下	13,832 (58.7%)	2t超	7,074 (30.0%)	計	23,563t	<p>いずれも小口化の影響までは推定できなかったもので, 今回は考慮していない。</p>	<p><クリーンセンター, 埋立 共通></p> <p>手数料の負担感がやや大きくなる</p> <p><クリーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> 区分引下げにより, 現行の第2区分後半(1~2t)に新たに大きなインセンティブが働く 第1区分にはインセンティブが働かない <p><埋立処分地></p> <ul style="list-style-type: none"> 第3区分には区分引下げ効果で, ある程度インセンティブが働く 第1, 第2区分にはあまりインセンティブが働かない。(第1区分はインセンティブなし) 	<table border="1"> <tr><td></td><td>C</td><td>C</td><td>埋立</td></tr> <tr><td>現状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr> <tr><td>改定後</td><td>75,700t</td><td></td><td>20,800t</td></tr> <tr><td>効果</td><td>7,800t</td><td></td><td>2,800t</td></tr> </table> <p>減量効果：3番</p>		C	C	埋立	現状	83,500t		23,600t	改定後	75,700t		20,800t	効果	7,800t		2,800t
0.3t以下	17,495 (20.9%)																																				
0.3t超1t以下	42,556 (51.0%)																																				
1t超	23,467 (28.1%)																																				
計	83,518t																																				
0.6t以下	2,657 (11.3%)																																				
0.6t超2t以下	13,832 (58.7%)																																				
2t超	7,074 (30.0%)																																				
計	23,563t																																				
	C	C	埋立																																		
現状	83,500t		23,600t																																		
改定後	75,700t		20,800t																																		
効果	7,800t		2,800t																																		

傾斜上乗せ：第2区分には第3区分上乗せ分の1/2を上乗せ。第1区分には上乗せなし。

○：メリット , : デメリット

(2) 4つの手数料改定パターンとごみ減量効果

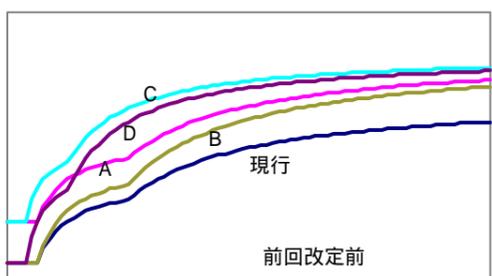
表 4つの手数料改定パターンとごみ減量効果(第3回部会資料より再掲)

評価項目	A		B		C		D	
	区分:変更なし 手数料:均一乗せ		区分:変更なし 手数料:傾斜乗せ		区分:引下げ 手数料:均一乗せ		区分:引下げ 手数料:傾斜乗せ	
	CC	埋立	CC	埋立	CC	埋立	CC	埋立
小口排出者に対するリサイクル等へのインセンティブ		1	×	×		1	×	×
大口排出者に対するリサイクル等へのインセンティブ	2		×	×				
累進制効果の持続 (区分範囲の適正化)	×		×					
周辺自治体からのごみ流入, 流出抑制効果(料金の均衡)		-	×	-		-		-
搬入者の負担感の増加 (×:大, :中, :小)	×	×			×	×		
手数料改定前後のごみ減量効果 (推定値, 単位: t)	11,700	4,400	2,900	800	14,400	9,300	7,800	2,800

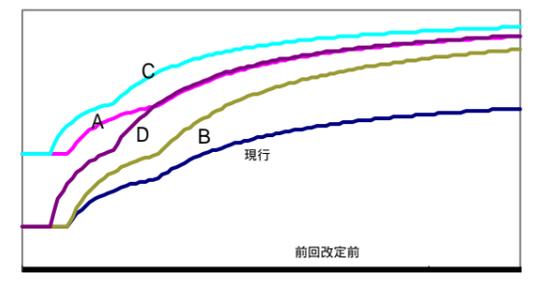
- 1: 埋立(不燃)の産廃受皿は比較的料金が高いので, CC(可燃)ほどのインセンティブは働かないと考えられる。
 2: 第3区分に料金面では十分にインセンティブが働くものの, 現状の区分のままではほとんど搬入量がないため低い評価としている。

(参考) 各ケースのごみトン当たりの手数料イメージ

クリーンセンターへの搬入手数料イメージ(円/t)



埋立処分地への搬入手数料イメージ(円/t)



一回当たり搬入量の最大値

一回当たり搬入量の最大値

上のグラフは, あくまで手数料イメージであり, 現行・前回改定前ともに実際の
 手数料スケールとは合致しない

9 「京のごみ戦略21」における減量必要量

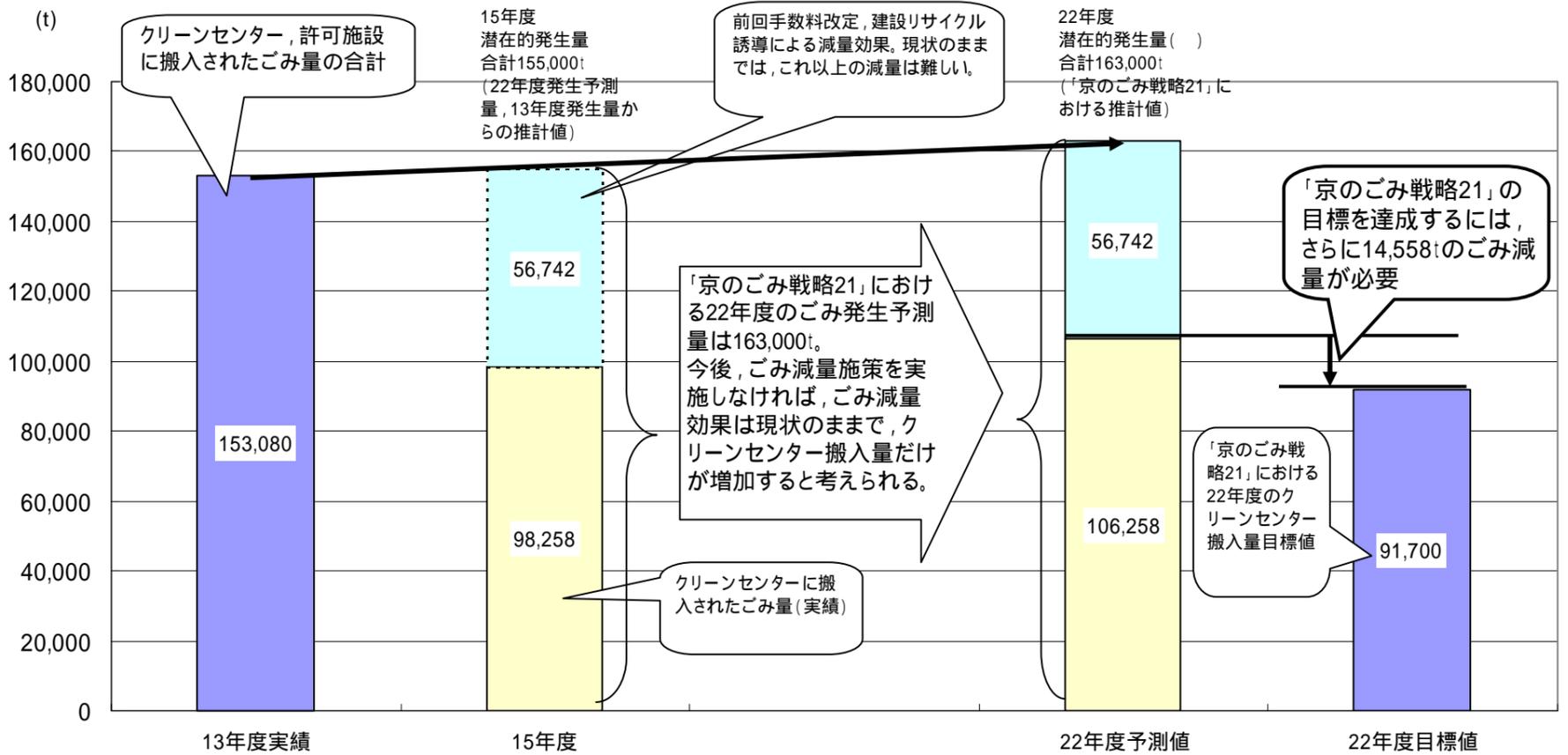
「京のごみ戦略21」の中間目標年である22年度の減量必要量は下表のとおりであるが、現状（15年度）の減量効果が持続するとしても、目標達成のためには更にクリーンセンターで14,558トン、埋立処分地で12,676トンの減量を図ることが必要となる。

表 「京のごみ戦略21」における減量必要量（単位：t）

	現状（15年度）			22年度			Aより更に 必要な減量 (B-A)
	潜在的発生量	処理実績	減量効果 (A)	潜在的発生量	目標値	減量必要量 (B)	
クリーンセンター	155,000	98,258	56,742	163,000	91,700	71,300	14,558
埋立処分地	33,500	22,776	10,724	30,500	7,100	23,400	12,676

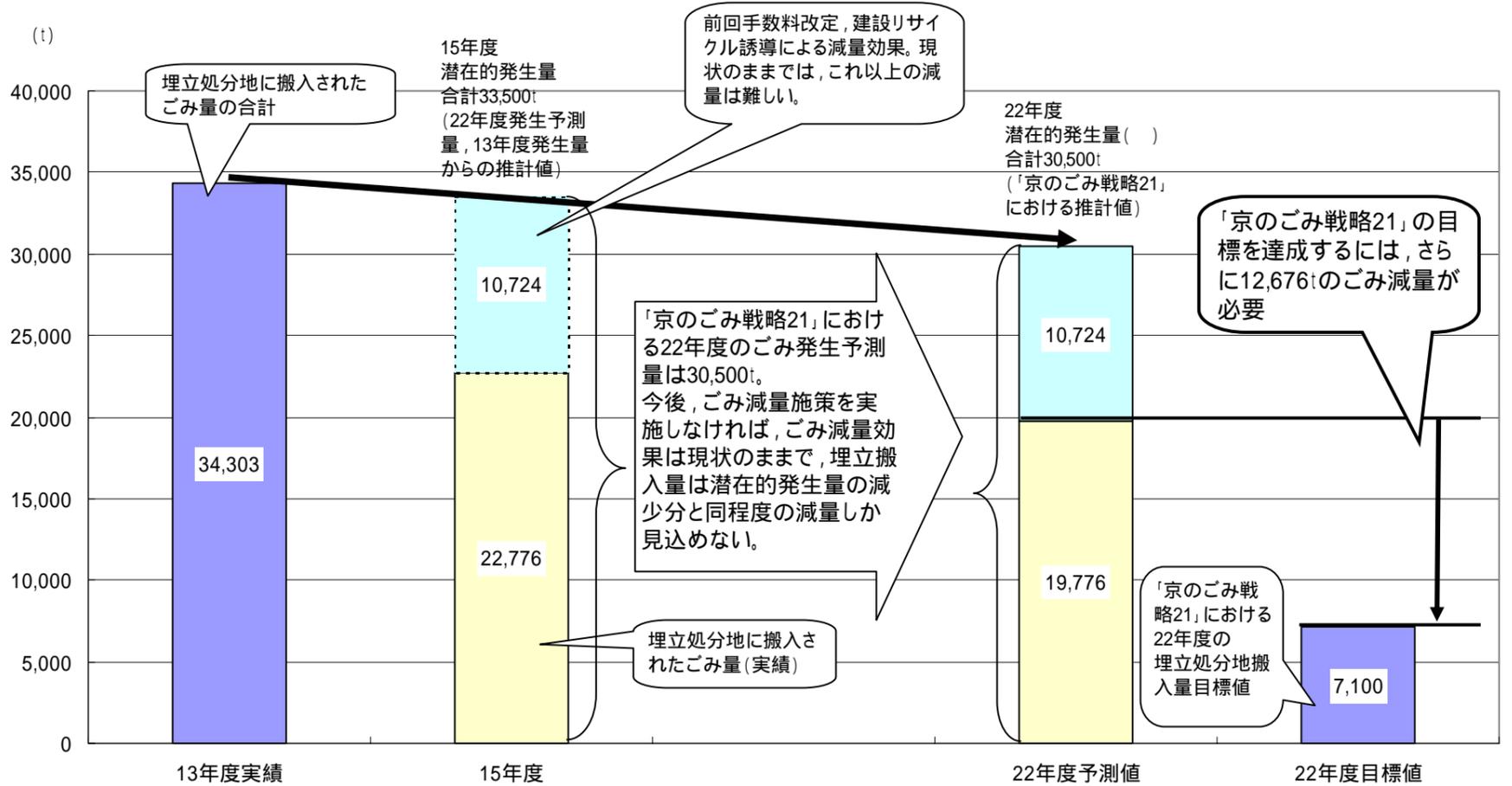
なお、埋立については、どのパターンを採っても減量必要量を満たす効果が得られないと推計される。そのため、手数料改定を行ったうえで、搬入量の約6割を占める石膏ボードのリサイクルを促進させるための対策なども検討していく必要がある。

(1) クリーンセンター



22年度の潜在的発生量は、前回改定前4年間(9~12年度)のごみ量の推移に基づいて推計している(微増傾向)

(2) 埋立処分地



22年度の潜在的発生量は、前回改定前4年間(9~12年度)のごみ量の推移に基づいて推計している(微減傾向)

10 民間における事業系ごみの受皿整備の状況

(1) 産業廃棄物に関する民間処理施設の状況(市内)

	該当する告示 産廃品目	事業場数	処理能力 (t/年)	稼働率	余剰能力 (t/年)	処理料金 (円/t)	備考
焼却施設	木くず, 紙くず, 繊維くず	5	約4万	約95%	約0.2万	約25,000	
がれき類 破砕施設	がれき類	9	約225万	約15%	約190万	約4,000	・骨材, 資材等として再生利用 ・処理の対象となるのは, きれいに分別されたがれき類
廃木材破砕 施設	廃木材	4	約11万	約85%	約1.7万	約10,000	パーティクルボード等として再生利用
石膏ボード 破砕施設	石膏ボード	2	約0.5万	約10%	約0.4万	10,000 ~ 15,000	破砕後の石膏ボードの8割程度が再生利用されている
がれき類以外の 破砕等施設(混 合廃棄物の破 砕, 選別等施設)	がれき類 以外の混 合廃棄物	27	約27万	約85%	約4万	10,000 ~ 20,000	選別後に有効利用可能なものは再生利用されている
安定型最終 処分場	がれき類, ガラス, コ ンクリー ト, 陶磁器	1	(有効容 積)5万m ³	年間約 1万m ³	残容積半 分程度	約7,000	・本市埋立地より搬入基準が厳しい(石膏ボード等不可) ・交通の便が悪い
【管理型最終 処分場】 (市内で受入 後, 市外の処分 場へ搬出)	がれき類, ガラス, コ ンクリー ト, 陶磁器	1			残容積に は余裕が ある	約20,000	・本市埋立地と同じ搬入基準 ・市内で受け入れた後, 市外の処分場に再搬

上表の内容は京都市産業廃棄物実態調査報告書(平成15年5月)等からの推計値

稼働率: 処理実績 / 処理能力

処理能力(t/年): 1日当たりの処理能力 × 320日により算出

(2) 事業系一般廃棄物に関する民間処理施設の状況(本市処理計画上の再資源化施設)

処理品目	処理能力 (t/年)	処理実績 (t/年)	稼働率	余剰能力 (t/年)	処理料金 (円/t)	備考
剪定枝	約6,000	2,568	約40%	約3,500	約10,000	交通の便が悪い
剪定枝	約13,000	3,843	約30%	約9,000	約10,000	
廃木材	約64,000	54,022	約85%	約10,000	約10,000	処理能力及び処理実績には産廃処理分も含まれる
廃木材	約30,000	今年度から処理計画上の再資源化施設として位置付け			約10,000	処理能力及び処理実績には産廃処理分も含まれる
厨芥類	約40,000	今年度から処理計画上の再資源化施設として位置付け			20,000	・食品リサイクル法に定める「登録再生利用事業者」 ・処理料金については, 廃棄物の性状によって異なる

処理料金はヒアリングによるもの。その他は実績値。

稼働率: 処理実績 / 処理能力

処理能力(t/年): 1日当たりの処理能力 × 320日により算出

その他, 古紙については古紙回収業者による回収ルートが存在しており, 大規模事業所を中心に再生利用されている。

